

平成27年12月定例会 総務委員会委員長報告

6番 野本 靖でございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、総務部及び市民生活部の所管事項について申し上げます。

マイナンバーについては、本年10月から通知カードが各世帯に順次通知されており、来年1月からは社会保障、税及び災害対策の分野の行政手続において利用が開始されることになっております。

については、これらの行政手続において、市民が窓口で申請する際の対応として、申請書類などへマイナンバーの記載が必要となることを丁寧に説明するとともに、記載がない場合であっても、申請者に不利益が生ずることのないよう要望いたしました。

また、今後、市が独自にマイナンバーを利用するに当たっては、多くの市民が不安に感じている情報漏えいリスクへの対応に万全を期すよう要望いたしました。

次に、総務部の所管事項について、2点申し上げます。

1点目は、長野市芸術館大ホールの座席についてであります。

大ホール2階の左右両側の一部に見切れ席があることが判明し、設計者に対応の検討を依頼しているとのことであります。

市民の文化芸術の拠点となる施設に、見切れ席が生じることは大変残念であります。

見切れ席が生じた原因を究明し、見切れ席ができるだけ少なくなる対策を講ずるよう要望いたしました。

なお、議会として今回の事態を重く受け止め、今定例会の閉会後も引き続き、本

委員会においてその進捗状況を調査してまいります。

2点目は、現在整備中の緑町立体駐車場から市役所庁舎・芸術館への動線についてであります。

市では、立体駐車場から庁舎へ向かう市道と国道との交差点に、横断歩道や信号機を設置することについて、建設部を中心に関係機関との協議を行っているとのことであります。

現在は、歩道橋を利用して市庁舎に向かうことができますが、今後この歩道橋は撤去されることも予想されます。

については、エレベーター付きの歩道橋の設置など、利用者の安全性、利便性を確保するよう要望いたしました。

次に、企画政策部の所管事項について申し上げます。

連携中枢都市圏構想についてであります。

市では、人口減少社会において長野地域が目指す3つの将来像を盛り込んだ（仮称）長野地域連携中枢都市圏ビジョン（案）を作成し、長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）及び長野市人口ビジョン（案）とともに、今後パブリックコメントを実施するとのことであります。

本構想については、初めての取組となるものであり、その効果は未知数ですが、長野地域において、本市が他市町村間のハブ的な役割を担うものと考えられます。

については、その責任を重く受け止め、圏域全体の活性化につながるような事業に取り組むよう要望いたしました。

次に、財政部の所管事項について申し上げます。

公共工事の入札制度についてであります。

最近の一般競争入札において、開札が行われた結果、入札価格が調査基準価格を下回り、低入札価格調査が行われることとなった事例が、続いて見受けられるところであります。

については、入札内容を改めて検証するとともに、低入札価格調査制度の在り方を改めて見直すことにより、より適正な入札につなげるよう要望いたしました。

次に、消防局の所管事項について申し上げます。

本市の消防体制については、中央消防署の移転、篠ノ井消防署塩崎分署への救急隊配備などを控えている中、新規採用消防職員の消防学校への入校、救急救命士の研修派遣などにより、本市消防職員の定数に対して、実働職員の確保が大変厳しい状況であると認識しております。

については、安定した消防体制を維持するために、中長期的な視点で退職者数の見込みや今後の消防体制全体を見渡し、職員の採用を進めていくことが重要です。消防体制の更なる充実強化を図るため、機能別消防団員の活用や平準化した職員の採用を検討するよう要望いたしました。

続いて、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第29号 安保関連2法の廃止を求める意見書の提出の請願、請願第30号 集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と安全保障関連法廃止の意見書を求める請願、請願第31号 安全保障関連法の廃止を求める意見書の提出を求める請願、請願第32号 安全保障関連法の採決強行に抗議し法の廃止を求める請願について申し上げます。

以上4件の請願の審査に当たっては、一括審査とし、それぞれ参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「この安保法制を進めることは抑止力の競争につながり、一たび事があれば直ちに戦争状態になるということを危惧しなければならない。一度原点に立ち返って、違憲状態を検証し、憲法改正の手続きを踏んだ上で次に進むべきであり、国に対してもう一度リセットするように求めることは、国民の義務と言っても差し支えないと思う。」、「歴代自民党政権が維持してきた憲法解釈を一内閣が勝手に変更したことは、立憲主義に反することであり、非戦国家であり続けるという我が国の在り方を大きく変更することになり、二重の意味で違憲である。しっかり議論をしながら、国に対してしっかりと意見を言っていくのが地方議会、長野市議会の役割である。」、「日本がイラク戦争や70年前の戦争を繰り返さないために、どう反省したのかということについて、根本的に戻らない限り、9.11以来拡大しているテロもなくならないし、世界平和につながらない。戦後70年間、日本国憲法と憲法第9条の下で外交努力もし、一人ひとりの国民も他国との交

流もし、経済も協力しあって進め、それから技術提携もやってきたということをこのまま守っていくことが日本の責務である。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「憲法第9条の解釈については、今後、当然論議すべきものであると考えているが、国会で9月に成立した平和安全法制整備法そのものには、新しい情勢、事象が全く生じていない現状において、一地方議会がその法に対して、違憲だとか戦争法だとかそういう言葉を使って、廃止を求めるといったことは現実的ではない。合憲か違憲かについては、三権分立の原則が定められている日本では、司法の方で判断すべきである。」、「憲法の前文には、日本は自分たちだけが幸せになればいいのではなく、他の国の人々にも幸せになってもらいたい、そういう努力をすることが書かれている。今回の法改正は、外国に任せてばかりにせず、外国に行っている1,600万人の邦人を守るためのものである。また、憲法第13条の上からも、しっかりと国民の命を守るための安保法制である。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、それぞれ採決を行った結果、いずれの請願も賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第33号 原発再稼働の中止を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「巨大噴火や地震などが起こったときの災害対策が十分にとられないまま、原発の再稼働が強行されている。ここ2年間で原発が全く稼働していなくても電力需要のピークを乗り越えてきていることを重く受け止めなければならない。原発を再稼働することなく再生可能な自然エネルギーへの転換を図っていかなければならない。」、「国民の身体、生命、財産を脅かす可能性が極めて高い原発の再稼働に対して、本市としても警鐘を鳴らす必要がある。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「原発を抱える地元自治体が再稼働を認めているものに、本市がその中止を求める意見書を出すのはいかなものか。原発を現実に中止することになれば、電気料金が物すごく上がってしまい、市民生活に大きな影響を及ぼすことになることから、すぐに中止することは現実的ではない。」、「電力の使用を大幅に制限すれば、市民生活が成り立たなくなるのではないか。原発と上手に付き合っていく必要があるんだろうと思う。」との意見が出されまし

た。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第34号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の提出を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「マイナンバー制度の導入に伴い、市町村には通知カードや個人番号カードの交付などについて対応が求められていることから、必要となる経費については全額を国の負担とし十分な予算措置が行われるべきである。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「マイナンバー制度には違憲性が認められ、現在5つの地方裁判所において訴訟が起こされている。また、中小企業の事務負担が増加するにもかかわらず、それに対する手当がない。国が一方的なやり方で進めているこの制度そのものに反対する。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第35号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

最後に、請願第36号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「消費税は所得に関係なく税率が適用されることから、逆進性が最大の問題となっており、その緩和を図る必要がある。平成29年4月から予定されている消費税率引上げによる、低所得者の痛税感を和らげるために軽減税率の導入が必要である。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「消費税率を10パーセントに上げること自体が問題であり、自民党と公明党で現在検討している複数税率の導入では、本当の意

味での負担軽減になっておらず、社会格差が一層広がることにつながりかねない。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。